三重県に適用されていた緊急事態宣言が、9月30日(木)をもって解除されることとなったが、病床使用率、入院率等がステージⅢであり、依然として医療提供体制には大きな負荷がかかっている。ここで対策を緩めて再び感染拡大に転じることのないよう、感染状況をしっかりと改善する必要があり、10月1日(金)から2週間、「三重県リバウンド阻止重点期間」を設けて、感染の抑え込みを継続することとした。

各部局・各職員は「県職員として、県民の命を守る」という自覚をもって、緊 張感を保ち、引き続き取組を行うこと。指示事項として6つ申し上げる。

- 1 緊急事態宣言は解除されることになったが、「三重県リバウンド阻止重点期間」を設け、県民・事業者の皆様に対して引き続き要請を行う。要請にご協力いただくためにも、県民・事業者の皆様に必要な情報が分かりやすく、迅速に伝わるような情報発信に努めること。
- 2 感染拡大に伴い緊急的に確保した病床については、現在の感染状況をふまえ、 医療機関等と調整のうえ緊急的な体制から従来の体制に戻すこととなるが、今後 の感染拡大に備え、新たな宿泊療養施設の確保及び早期運用開始や、中長期的に 対応可能な新たな臨時応急処置施設の確保を含めた医療提供体制について、医療 機関や関係団体と連携しながら検討を進めること。
- 3 ワクチン接種は発症を予防する効果が認められており、当県でもワクチン未接種の感染者が約8割を占めている。また、若年層での感染が多い現状においては、若年層へのワクチン接種を推進することが重要であり、県営集団接種会場における若年層を対象とした接種日の追加や、動画による接種の呼びかけなどにより、一層の推進に取り組むこと。
- 4 営業時間短縮要請等により影響を受けている事業者に対する協力金及び支援金等については、10月1日から受付を開始するものも含め、県が実施する支援策が必要な方に届くよう、あらゆるツールを使って周知すること。
- 5 県庁内での2回目のクラスターが発生したことを受けて取りまとめた検証結果 及び今後の対策について、全職員が厳粛に受けとめ、感染防止対策を確実に実行 すること。

6 感染された方やその家族、医療従事者の方々、仕事などで県外と往来される方等が、不当な差別や偏見、誹謗中傷やいじめを受けることは決してあってはならない。また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、ワクチン接種を受けない選択をした方に対する差別や誹謗中傷はもちろん、接種の強制も許されるものではない。

あらゆる機会を活用し、そうした行為が行われないよう呼びかけるとともに相 談対応に取り組むこと。